所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

区画整理ニュース 23号



令和6年7月吉日発行

◇◆◇ 理事長挨拶◇◆◇

盛夏の候、組合員の皆様方にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当事業の推進にご理解いただき厚く御礼申し上げます。

さて、6月22日(土)組合事務所で、「所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合第17回総会」を開催いたしました。多くの方々にご出席、また書面でのご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。総会に上程いたしました承認事項「令和5年度事業報告書及び収支決算書並びに財産目録について」、議決事項「事業計画書(第3回変更)について」の議案は慎重審議のうえ承認及び議決を頂きました。

当事業においては、道路の一部開放、商業施設の開業によって地区内の賑わいが増し、活気のある街になってきました。まだ開放をしていない道路については秋までにはすべて開放を行う予定です。あともう少しで工事も完了し、まちづくりが完成しつつあります。工事にあたっては、工事車両の通行及び騒音、通行止め等でご迷惑をお掛けしておりますが、一日も早く土地利用ができるよう、鋭意努力して参りますので、皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。

最後になりますが、改めて皆様からの変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げると ともに、ご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

所沢市北秋津·上安松土地区画整理組合 理 事 長 肥 沼 一 彦

◇◆◇第17回総会報告 ◇◆◇

令和6年6月22日14時から所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合にて、本組合の第17回総会を開催し、上程した議案を慎重に審議していただいた結果、原案どおり承認されました。

当日は、組合員総数139名の内、出席者13名、書面議決による出席70名、 委任状による出席2名、合計85名、出席率にすると約61%と組合員の過半数の 出席を頂き開催しましたことをご報告いたします。

【承認事項】

第1号承認 令和5年度事業報告書及び収支決算書並び財産目録について

【令和5年度収支決算】

収入金額 4, 262, 881, 134円

支出金額 2,234,029,260円

繰越金 2,028,851,874円(令和6年度へ繰越)

(1)収入の部 (単位:円)

款項	現予算額	決 算 額	増 ▲減 額	摘要
第1款 事業費補助金	89,867,000	89,866,996	4	
第1項 事業費補助金	89,867,000	89,866,996	4	令和5年度 所沢市土地区画整理事業補助金
第2款 特別事業費補助金	400,000,000	400,000,000	0	
第1項 特別事業費補助金	400,000,000	400,000,000	0	令和5年度 所沢市土地区画整理事業補助金
第3款 公共施設管理者負担金	120,000,000	120,000,000	0	
第1項 公 管 金	120,000,000	120,000,000	0	令和5年度 所沢市公共施設管理者負担金協定
第4款 保留地処分金	1,855,093,000	2,310,798,187	455,705,187	
第1項 保留地処分金	1,855,093,000	2,310,798,187	455,705,187	集合街区保留地(13・20街区:12,777.87㎡: 2,243,709,167) 付保処分(3街区:125.78㎡:19,999,020) 一般保留地(10街区:125.95㎡:42,800,000) 一般保留地(50街区:164.57㎡: 4,290,000)(10%)
第5款 寄付金・その他	380,000	4,827,517	4,447,517	
第1項 寄付金・その他	380,000	4,827,517	4,447,517	伊藤園自動販売機売上(76,150) 証明証発行手数料 (35,820) 取出色管設置負担 (3,696,000) 土地賃貸借料 (987,871) 預金利子等 (31,676)
第2項 借 入 金	0	0	0	
第6款 繰 越 金	1,324,660,000	1,337,388,434	12,728,434	
第1項 繰 越 金	1,324,660,000	1,337,388,434	12,728,434	令和4年度決算による
収入合計	3,790,000,000	4,262,881,134	472,881,134	

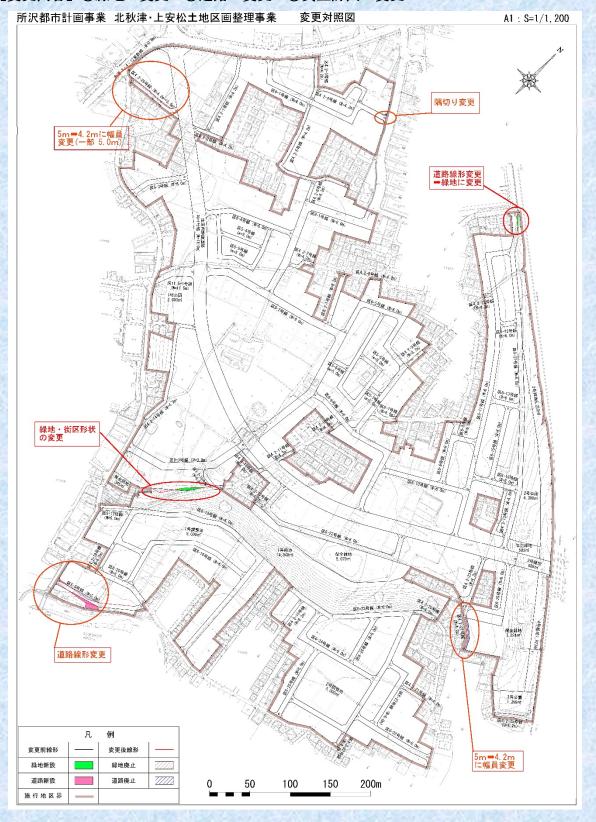
(2)支出の部 (単位:円)

款	項	現予算額	決 算 額	1169	増▲減 額	摘 要
第1款 事 業 費		3,680,000,000	2,163,340,586	A	1,516,659,414	
	第1項 工事費	3,435,000,000	1,998,279,485		1,436,720,515	造成工事 (その1:810,150,000)、(その6:300,000,000) 造成工事 (その7:272,800,000)、(その8:608,190,000) 防犯灯設置工事(306,900)、樹木剪定工事等(3,675,100) 事業用地管理(草刈)(3,157,485)
	第2項 移転・移設費	75,000,000	73,374,958	•	1,625,042	建物移転補償費残金 (1棟:5,294,330) 補償代行工事 (その5:27,566,000) 電柱移設費 (19件:29,143,628) ガス管移設 (2件:11,371,000)
	第3項 調査設計費	100,000,000	77,748,440	11//∕s 4 1//	22,251,560	令和4年度調査設計業務(その2:13,640,000) 令和5年度調査設計業務(その1:49,764,000) 令和5年度調査設計業務(その2:7,898,000) 家屋調査業務(その3:1,584,000) 補債討業務(1,870,000) 楠木台帳作成業務(2,038,300) 土地鑑定業務(954,140)
	第4項 損失補償費	70,000,000	13,937,703	•	56,062,297	補償費 (7件:13,937,703)
第2	款 事 務 費	73,000,000	70,688,674	•	2,311,326	
	第1項 会 議 費	200,000	92,887	•	107,113	総会・理事会等お茶購入代金
	第 2項 報 酬	2,000,000	1,318,230	•	681,770	役員報酬
	第 3項 給 与	2,400,000	2,342,760	•	57,240	事務員給与
	第 4項 旅 費	100,000	3,849	•	96,151	交通費
	第 5項 交 際 費	100,000	33,581	•	66,419	お礼品代、手土産代、香典
	第6項 需 用 費	1,650,000	1,632,554	•	17,446	事務用消耗品代金、電気料金、ガス料金、水道料金他
	第7項 役 務 費	800,000	468,622	•	331,378	電話料金、振込手数料、源泉徵収、郵券代他
	第8項 使用料及び賃借料	700,000	653,052	•	46,948	コピー機等リース料
	第 9項 備品購入費	200,000	0	•	200,000	
	第10項 負 担 金	0	0	WEST	0	
	第11項 委 託 費	61,600,000	61,600,000		0	令和5年度 事業管理業務委託
	第12項 事務所管理費	2,400,000	2,157,720	•	242,280	組合事務所リース料、事務所用地賃借料、警備保障料
	第13項 雑 費	850,000	385,419	•	464,581	労働保険、固定資産税、施設賠償責任保険他
第3	款 償 還 費	0	0	A	0	
	第 1項 借入金償還	0	0		0	
	第 2項 借入金利子	0	0	•	0	
第4	款 予 備 費	37,000,000	0	•	37,000,000	
	第1項 予 備 費	37,000,000	0	A	37,000,000	
	支 出 合 計	3,790,000,000	2,234,029,260	•	1,555,970,740	

【議決事項】

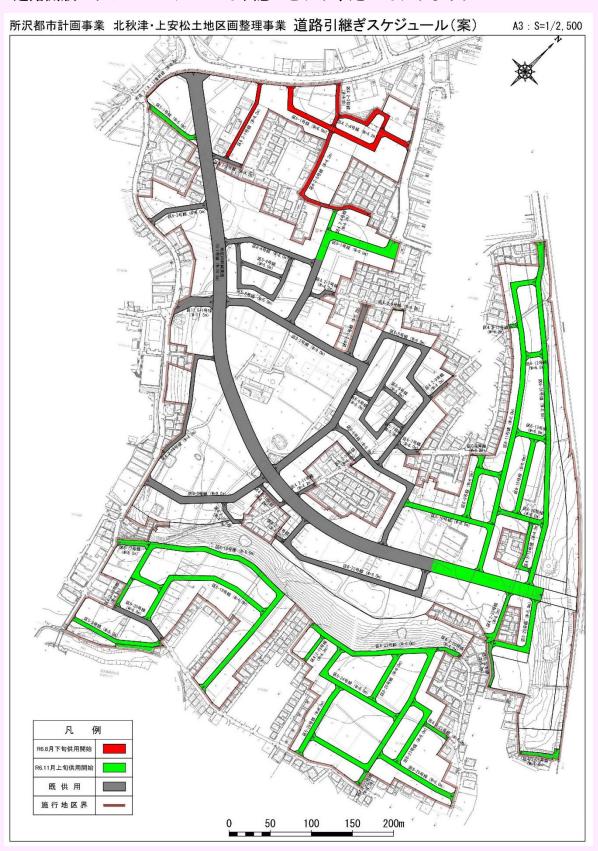
第1号議案 事業計画書 (第3回変更) について

【変更内容】①緑地の変更 ②道路の変更 ③資金計画の変更



◇◆◇道路開放スケジュール◇◆◇

道路開放スケジュールについて下記のとおり予定しております。



◇◆◇仮換地の変更について◇◆◇

組合では、令和8年度上期の換地処分に向け準備を進めていきます。 それに伴い、令和6年度末で仮換地変更の申請手続きを停止させていただきます。 仮換地の変更を検討している方は令和7年3月までにご相談ください。

◇◆◇組合からのお願い◇◆◇

●土地の権利の異動について

組合では、土地の権利関係の最新情報を常に把握する必要があります。

相続や、土地の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は届出が必要となりますので組合までお知らせください。

●土地の売買について

土地の売買について、事業施行中でも可能です。ただし、新しい所有者は旧所有者からの本事業における権利及び義務が承継されることになりますので、土地の売買契約を行う場合は、仮換地の内容について十分説明するとともに、清算金等の取り扱いについて取り決めをしておいてください。

●生産緑地を宅地化する際の雨水対策について

当事業で造成している調整池での受け入れ可能な雨水は、計画宅地のみの面積で計算されており、生産緑地部分については除外されております。

そのため、将来相続等で生産緑地を解除し、宅地として開発する際は宅地内で雨水を 処理する必要があります。

建築等の際、所沢市より雨水貯留浸透施設の設置の指導が行われると思いますので、 あらかじめご了承をお願いいたします。

また、土地の売買等を行う際にも、このことを相手方に十分説明しておいて下さい。

